

別紙2

型番が異なるものの接着剤の主成分が同一なものの型番の一括申請の取り扱いについて

原則として型番ごとの申請としているものの、一液性ポリウレタン樹脂接着剤（PUR）の一部については、接着剤を構成する主成分がほぼ同一であって、複数の型番を一括して申請するもの（以下「型番の一括申請」という。）を行うものについては、下記により取り扱うこととする。

記

1 申請書に添付する資料

- (1) 赤外分光高度計による分析結果
- (2) 接着剤の成分が同一である旨の説明資料
- (3) 型番毎の接着剤の標準仕様書

2 申請に要するデータ等

- (1) 型番の一括申請をしようとする型番の最も開放堆積時間が短い型番及び最も長い型番並びに概ねその中間の型番の試験結果
- (2) (1) にかかる試験野帳及び写真

3 その他

型番の一括申請があったものの、一部の試験結果に不合格が確認された場合には、すべてを不適合とする。